

西条市農業委員会 平成30年度第10回総会 議事録

1. 日 時 平成31年1月7日(月) 午後2時00分から午後2時40分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%
推進委員 出席者 24名 欠席者 6名 出席率 80.00%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	11番	栗田 房信	26番 越智 勝邦
	2番	石橋 和欽	12番	森田 忠茂	27番 玉井 隆志
	3番	一色 達夫	13番	一色 和成	28番 桑原 俊樹
	4番	高橋 豊重	14番	稲井 重弘	30番 今井 文雄
	5番	伊藤 正夫	16番	瀬良 隆彦	
	6番	伊藤 龍二	17番	垂水 久明	
	7番	日野 哲也	19番	真鍋 幸正	
	8番	宮武 恭宏	21番	高橋 寿夫	
	9番	岡本 省三	22番	佐伯 美一	
	10番	安藤 英利	24番	石川 清幸	

○欠席者氏名

15番	武田 義臣	18番	四之宮 明	20番	高橋 正	23番	永井 正幸
25番	渡部 靖	29番	曾我 敏数				

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条1項の目的に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議案第7号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について
- 議案第8号 農地所有者等意向調査の実施について
- 報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日野徳久	事務局次長	渡邊賢一郎
事務局担当次長	井上 雅裕	事務局副主査	越智 史郎

7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第10回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

それでは、議事録署名人の指名をいたします。

山内 隆 委員、伊藤健一 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が、推進委員 23番 永井正幸 委員

25番 渡部 靖 委員、29番 曾我敏数 委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、24名全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

まず、121号について、審議いたします。

当案件について、〇〇 委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

〇〇委員 (〇〇 委員 退場)

議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしくお願ひします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願ひいたします。
121号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上、1件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、1件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 121号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、1件を、原案どおり許可することといたします。
以上で 〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

〇〇委員 (〇〇 委員 入場・着席)

議 長 審議を再開します。残りの20件について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、引き続きご説明させていただきます。
122号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
123号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
124号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
125号は、〇〇氏が、母である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。
126号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、

事務局 所有権の移転を受けようとする申請でございます。

127号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

128号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

129号は、〇〇氏が、父である、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

130号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

131号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

132号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

133号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

134号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

135、136号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権の移転を受け、子の、〇〇氏へ、使用貸借権を設定しようとする申請でございます。

〇〇氏は、経営移譲年金を受給しており、本人の経営面積をゼロにする必要があるため、このような申請となっております。

137号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

138、139号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

140号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

141号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

以上、20件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 農地法第3条の申請について、以上20件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。122号から、順次、お願いいたします。

地区委員 122号 問題ありません。
123、124、129号 問題ありません。
125、126号 問題ありません。

地区委員	<p>127号 問題ありません。</p> <p>128号 問題ありません。</p> <p>130号 問題ありません。</p> <p>131号 問題ありません。</p> <p>132号 問題ありません。</p> <p>133号 問題ありません。</p> <p>134号 問題ありません。</p> <p>135、136号 問題ありません。</p> <p>137号 問題ありません。</p> <p>138、139号 問題ありません。</p> <p>140号 問題ありません。</p> <p>141号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、20件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p>買受適格証明関係</p>	
<p>次に、9ページ、議案第2号、農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について、を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>	
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>6号は、元愛媛県養鶏試験場の管理水田でありました、且之上の農地、9筆が公売されることとなり、〇〇氏から、買受適格証明の交付申請がなされたものでございます。</p> <p>7号及び8号は、西条市農業協同組合が差押しております、禎瑞の農地、2筆について、先般行われた入札が不調となり、再入札されることになったため、〇〇氏並びに、〇〇氏から、買受適格証明の交付申請がなされたものでございます。</p> <p>以上、3件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上、3件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。</p>

〇〇委員	<p>6号の〇〇さんですが、〇〇市であり、私自身は接触していない。調べてみると、西条市に親族の方がいらっしゃるようである。</p> <p>適格証明を取るためには、参加するものの資格であるとか、土地の用途制限があるということ、〇〇さん自身熟知していると思われる。</p> <p>直接会ってはいないが、おそらく熟知したうえでの交付申請であると思われるので、6号は適当であると認めたいと思う。</p>
地区委員	7、8号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、3件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">農地法第4条関係</p> <p>次に、11ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。</p> <p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>21号は、〇〇氏が、宅地への進入路を拡幅しようとする申請でございます。申請地は、既に進入路として使用されており、その、是正案件でございます。</p> <p>22号は、〇〇寺が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に駐車場として使用されており、その、是正案件でございます。</p> <p>23号は、〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。申請地は、浄化槽設置のため、既に一部が宅地化されており、その、是正案件でございます。</p> <p>なお、3件の申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。</p> <p>以上、3件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

議 長 農地法第4条の申請について、以上3件、提案いたしますので、
よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願
いします。

地区委員 21号 問題ありません。
22号 問題ありません。
23号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、
以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可
申請に対する意見の決定について、議案内容について事務局から説
明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
14ページをお願いいたします。
121号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、貸
倉庫を建築しようとする申請でございます。
122号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自
己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に宅地
化されており、その是正案件でございます。
123、124、125号は、〇〇会社 が、〇〇氏 外〇名、
〇〇氏 外〇名、並びに、〇〇氏から、所有権移転を受け、宅
地分譲を行おうとする申請でございます。
126号は、〇〇氏 外〇名 が、〇〇氏から、使用貸借権
の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申
請地は、一部、進入路として使用されており、その、是正案件でご
ざいます。
127号は、〇〇会社 が、〇〇氏から、所有権移転を受け、
アパートを建築しようとする申請でございます。
128号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受
け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既

事務局 | に宅地化されており、その、是正案件でございます。

129は、〇〇園 が、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

130号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

131号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。申請地は、既に宅地化しており、その、是正案件でございます。

132号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。申請地は、既に、雑種地として使用されており、その、是正案件でございます。

133号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

134号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

135号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

136号は、〇〇会社 が、〇〇 氏 外〇名から、所有権移転を受け、商品保管用倉庫を建築しようとする申請でございます。

137号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

138号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

139号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

なお、是正案件であります5件につきましては、申請者に、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう、指導を行っております。

以上19件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 | 農地法第5条の申請について、以上19件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いいたします。121号から、順次、お願いいたします。

地区委員 | 121号 問題ありません。
122号 問題ありません。
123、124、125、126、127号 問題ありません。
128号 問題ありません。
129号 問題ありません。

地区委員	<p>130号 問題ありません。</p> <p>131、132号 問題ありません。</p> <p>133号 問題ありません。</p> <p>134号 問題ありません。</p> <p>135号 問題ありません。</p> <p>136、137号 問題ありません。</p> <p>138号 問題ありません。</p> <p>139号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議 長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上19件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">買受適格証明関係</p>
	<p>次に、20ページ、議案第5号、農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願について、を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>21ページをお願いいたします。</p> <p>8号は、〇〇氏が、露天駐車場への転用を目的として公売に参加するため、買受適格証明書の交付を申請するものでございます。以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。</p>
地区委員	<p>8号 問題ありません。</p>
議 長	<p>その他、ご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということですので、以上1件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>

農用地利用集積計画関係

議長 次に、22ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書25ページから、64ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、199件、面積は、65万5,989㎡となっております。
また、所有権移転は、10件、面積は、13,524㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用 配分計画（案） 関係

次に、65ページ、議案第7号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
67ページをお願いいたします。
〇〇会社、並びに、〇〇氏が、中間管理機構から農地を借り受ける申請でございます。
面積は 合わせまして 15,097 m² でございます。
なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、ご意見・ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

農地所有者等意向調査関係

次に、68ページ、議案第8号、農地所有者等意向調査の実施について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明をします。

事務局 それではご説明をさせていただきます。

昨年6月総会において、1・1・1運動の「推進要領」について、議決をいただきましたが、今回、「実施要領」についてご同意いただき、農業委員会として、具体的な活動を開始しようとするものです。

農地利用の最適化、つまり、遊休農地の発生防止、担い手への農地の集積、新規参入者の育成が農業委員会の仕事となっておりますが、農地利用の最適化とは、ひらたく言えば「農地を農地として次世代へ引き継いでいこう」ということです。

皆様、ご案内のとおり、農地がいったん荒廃すれば、なかなか元の状態に戻すのは難しく「農地所有者等意向調査」と銘打っておりますが、荒廃する前に、農業委員会として手を打とうということです。具体的には、農地所有者または耕作者の高齢化、後継者の不在で、農地が、かろうじて農地が保全管理されているなど「危ないなあ」と思われる農地の所有者・法定相続人に、委員さんが直接会って「今後、農地をどうするおつもりなのでしょうか」というアンケートをとり、要望があれば、地域の方・法人や新規就農者等へ利用権設定などの仲介をするという内容です。

お手元の資料には、アンケート、実施要領案、遊休農地・荒廃解消地の所有者・借受け人の名簿、人・農地プランの中心経営体の名簿、地域の地図を配布させていただいております。ご活動の一助にさせていただければと存じます。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長 ただ今、事務局の方から詳細な内容説明がございましたが、今の説明について、質問やご意見等ございませんか。

この件については、年頭にもお話ししましたが、今年から、現場重視で回ってもらおうと、そして、前回の幹事会において、農地パ

議長 トロールをした中で、完全に耕作放棄地になっているところの改善は難しいため、耕作放棄地になりそうな土地からでも、是非取り組んでいただきたいと思います。まあ、グレーゾーンと言いますか、皆さんの地域にもあるだろうと思いますが、耕作者の高齢化等により、数年後には作り手がなくなるだろうという土地が、あれば、是非、調査をしていただいて、そういう土地からでも解消していただきたいというのが、狙いの一つでもあります。

今まで何年も耕作放棄地になっているようなところが解消できるに越したことはないが、そのような土地が増えないような維持の仕方でも考えていかなければいけませんので、そういったところも踏まえてご協力いただきたいと思います。

これに対して、ご意見等ございませんでしょうか。

〇〇委員 以前にも、事務局にはお伝えしたが、解消された農地については、解消されているというような印をつけていただきたい。この名簿を見ていると、解消されている農地も若干入っているように思われる。解消されても、名簿には出ているとは言うが、何か、解消されているという印でも付けていただけたらと思う。

事務局 できるだけそのように対応する方向で、検討させていただく。

委員一同 他に、ご意見等ございませんか。

〇〇委員 実施するにあたって、地区割りをきちんとしておけば皆さん動きやすいのではないか。

議長 〇〇委員さんの方から、地区割りをというご意見が出ましたが、先月の幹事会において、西条、東予、丹原、小松という旧の市町割で行ってはどうかと思っている。農業委員さんは校区によっては居ないところもあるが、農業委員さんを頭として、農業委員さん1人に対し、推進委員さん何名かで地域割りをしていって、1人何筆ということではないが、推進委員さんだけでは回りにくい部分もあるので、やはり地域間をまたいで、校区ごとに班編成をして回ってはどうかという意見が出ておりました。

できれば、そういった方向でお願いし、班編成ができれば、事務局へ報告をお願いしたい。

これに対して、ご意見等ございませんか。こういう方法がいいのではないかという意見でも構いませんが、何かご意見等ございませんか。なければ、そのような方法で進めさせていただいてよろしい

議長 でしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。それでは、今のことを踏まえて、総会の後、班編成をお願いしたいと思います。

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。今年から、こういった方向で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、今後の委員会活動に、反映させて行きたいと思います。

委員の皆さんには、何かとご負担をお掛けしますが、農地利用の更なる最適化を図るため、今一度のご協力をお願いします。

ありがとうございます。

報告承認案件

次に、議案書71ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

平成30年11月7日から、平成30年12月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、55件、3条の取消し願いを、1件、農地転用事業計画変更取下げ願いを、1件、農地原形変更届を、2件、それぞれ受理いたしております。

ご了承をお願いいたします。報告承認案件につきましては、以上となっております。

議長 ただ今の報告に対し、何か、ご意見等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 無いようでございますので、これをもちまして、報告承認案件は終了させていただきます。

また、以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。本年の総会はこれをもちまして終了となります。

議長 | この際、他に何かございませんか。
無いようでございますので、以上で、総会を終了させていただきます。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条第1項の目的に係る買受適格証明願に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	農地所有者等意向調査の実施について	原案承認

9. 閉会の日時

平成31年1月7日 午後2時40分